

2019年4月改訂
2018年2月作成

動物用医薬品

承認指令書番号 16消安第6368号

貯法 室温保存、気密容器

指定医薬品 使用基準



【本質の説明又は製造方法】

本剤は、米国シェリング・プラウ社が武田薬品と共同開発した合成抗菌剤フロルフェニコールの2%液剤で、広範囲の魚病細菌に対して強い抗菌活性を有する。特にすずき目魚類の類結節症および連鎖球菌症（腸球菌症）、うなぎ目魚類のパラコロ病、淡水中で養殖されているにしん目魚類のピブリオ病およびせつそう病、あゆのピブリオ病の起因菌に強い抗菌力を有し、臨床的に優れた投薬効果を示す。

【成分及び分量】

品名	アクアフェンL
有効成分	フロルフェニコール
含量	本品1mL中にフロルフェニコール20mgを含有する。

【特長】

- 淡水魚クランブル、ペレット、海水魚のEPなどの固型飼料に添加（吸着）しやすい液剤である。
- すずき目魚類の類結節症および連鎖球菌症（腸球菌症）、うなぎ目魚類のパラコロ病、淡水中で養殖されているにしん目魚類のピブリオ病およびせつそう病、あゆのピブリオ病の起因菌に強い抗菌力を示す。
- 合成ペニシリン系薬剤およびキノロン系薬剤耐性パストツレラ・ピシシダ、マクロライド系薬剤およびテトラサイクリン系薬剤耐性ストレプトコッカス（エンテロコッカス・セリオリシダ）ならびにオキシテトラサイクリン、キノロン系薬剤、サルファ剤およびクロラムフェニコール系薬剤耐性エドワジエラ・タルダ、ピブリオ病およびせつそう病起因菌の野外分離株にも強い抗菌力を有する。
- 数多くの実験感染試験、臨床試験および使用症例を通じて、類結節症、連鎖球菌症（腸球菌症）、パラコロ病、ピブリオ病およびせつそう病に対して非常に優れた投薬効果が認められている。
- 吸収がよく、血液をはじめ各組織に広く高濃度で分布する。
- 休薬後の各組織からの消失が速やかで、使用禁止期間は短い（食用に供するために水揚げする前、すずき目魚類5日間、うなぎ目魚類7日間、淡水中で養殖されているにしん目魚類：14日間）。

【効能又は効果】

フロルフェニコール感受性菌による下記疾病魚類の死亡率の低下

すずき目魚類	: 類結節症、連鎖球菌症（腸球菌症）
うなぎ目魚類	: パラコロ病
にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。）	: ピブリオ病、せつそう病
あゆ	: ピブリオ病

【用法及び用量】

魚体重1kg当たり1日量フロルフェニコールとして下記量を飼料に添加し、5日間投与する。
すずき目魚類、うなぎ目魚類、にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの）：10mg（本剤として0.5mL）

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は、次の表に掲げる対象魚種及び対象疾病を治療するために使用し、同表に掲げる対象魚種以外の魚又は動物には使用しないこと。

対象魚種	対象疾病
すずき目魚類	類結節症、連鎖球菌症
うなぎ目魚類	パラコロ病
にしん目魚類 (淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。)	ビブリオ病、せっそう病
あゆ	ビブリオ病

- ・本剤は、必要量以上使用してもその治療効果は変わらないことから、本使用説明書の用法及び用量に従って正しく使用すること。
- ・本使用説明書の用法及び用量に定められている期間使用した後は、治療の効果の有無にかかわらず、本剤の使用を中止し、繰り返し使用しないこと。
- ・本剤は、病気の治療に必要な最小限の期間の使用に止めることとし、病気が治まった後は使用しないこと。
- ・本剤を放流用のアユに使用する場合には、放流河川の鮎釣り解禁前14日間は使用しないこと。放流河川の鮎釣り解禁後に放流する場合には本剤使用後14日間は放流しないこと。
- ・本剤は指導機関(家畜保健衛生所、魚病診断総合センター、水産試験場等)に相談の上使用すること。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、すずき目魚類、うなぎ目魚類、にしん目魚類(淡水中で養殖されているもの)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

すずき目魚類 : 食用に供するために水揚げする前5日間

うなぎ目魚類 : 食用に供するために水揚げする前7日間

にしん目魚類(淡水中で養殖されているもの)

: 食用に供するために水揚げする前14日間

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・直射日光及び高温を避けて保管すること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、本剤を他の容器に入れかえないこと。
- ・本剤の色に異常が認められた場合には使用しないこと。
- ・よく振り混ぜてから使用すること。
- ・使用済みの空容器等は地方公共団体の条例等に従い適切に処分し、他に流用又は転用しないこと。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・作業時には、防護メガネ、マスク、手袋等の防護具を着用し、眼、鼻、口等に入らないよう注意すること。

【包装】

5L ポリエチレン容器、紙箱入り

【製品情報お問い合わせ先】

MSDアニマルヘルス株式会社

〒102-8667 東京都千代田区九段北一丁目13番12号

TEL 03-6272-1099 FAX 03-6238-9080

製造販売元

MSDアニマルヘルス株式会社
東京都千代田区九段北一丁目13番12号



獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。